

パートナーズ 会報誌

新年あけましておめでとうございます
本年もよろしく願い申し上げます

税務情報

下請法の改正で売手負担の振込手数料が禁止に

税務トピック

企業経営に欠かせない“固定費”適正化の図り方

税務トピック

パートの社会保険料と負担軽減措置

相続・贈与情報

教育資金贈与の非課税枠、延長なしで終了へ

冬の胃腸を整えるセルフケア

税理士法人パートナーズ 沖縄事務所 移転しました



パートナーズ会報誌が Web でも閲覧できるようになりました。
左の QR コードを読み取ってアクセスしてください。

新年あけまして おめでとうございます



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

令和7年度税制改正では、物価上昇や就業環境の変化に対応し、所得税の基礎控除や給与所得控除の最低保障額の引上げ、大学生年代の子等に係る新たな控除の創設などが行われました。また、老後の資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額の引上げ、中小企業経営強化税制の拡充など、幅広い分野で税負担への配慮と経済成長を後押しする施策が盛り込まれました。

さて、税理士事務所の役割といたしましては、税務書類の作成業務のみならず、税に関する最も身近なアドバイザーとして、様々な案件について有効な対応策を皆様と共に考える立場にあると考えております。これまでの税理士事務所経営 24 年間で培ったノウハウと、新しい時代にも対応したサービスを、中四国・大阪・沖縄の 10 拠点、約 90 名のスタッフと共に、これからも引き続き皆様へ提供し続ける税理士事務所を目指します。

最後になりますが、新年を迎えるにあたり、皆様にとって今年一年が幸せな年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



税理士法人パートナーズ 社員一同



【岡山事務所】

代表社員 税理士

川本 洋



【大阪事務所】

代表社員 税理士

岡 健治



【広島事務所】

代表社員 税理士
公認会計士

中谷 有希



【福岡事務所】

代表社員 税理士

津田 真一



【山陰事務所】

代表社員 税理士

川原 康寛



【高松事務所】

代表社員 税理士

長山 泰久



【松山事務所】

代表社員 税理士

柳井 崇延



【徳島事務所】

代表社員 税理士

近藤 秀典



【高知事務所】

代表社員 税理士

明神 美来



【沖縄事務所】

代表社員 税理士
公認会計士

登川 賢二

年賀状による年頭のご挨拶について

弊社では近年の虚礼廃止の流れや自然環境意識の高まりなどを鑑み、年賀状を控えさせていただき本誌パートナーズ会報誌にて年頭のご挨拶とさせていただきます。

誠に勝手ではございますが何卒ご理解をいただき、今後とも変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

沖縄事務所移転のお知らせ

弊社沖縄事務所は、令和7年9月より下記へ移転し業務を開始いたしました。

今後とも一層のご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【新住所】

〒904-2154 沖縄県沖縄市東一丁目1番37号 201号室

TEL : 090-5084-9122

※TEL は変更ございません。



税務情報

下請法の改正で売手負担の振込手数料が禁止に

令和8年1月1日より約20年ぶりに抜本改正される下請法は「取適法」に名称が変更され、適用対象取引が拡大されます。最も重要な変更点は、振込手数料の取扱いであり、現行法では書面での合意があれば下請事業者が振込手数料を負担し代金から差し引くことが認められていましたが、改正後は合意の有無にかかわらず振込手数料を代金から差し引くことが違法となります。

改正で半数程度の取引が対象の見込

下請法は改正で「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（「取適法」）に名称が変わります。取適法は従前と同様に、「取引の内容」と「資本金基準」で適用対象となる取引を定め、新たに「従業員基準」も追加されました。これまで、製造業の取引の約35%、運輸業・郵便業の取引では約41%、情報処理・提供サービス業の取引は約37%、ソフトウェア業の取引は約54%がそれぞれ下請法の対象でしたが、改正により、4%～12%ほど対象となる取引の増加が見込みです。



合意の有無にかかわらず振込手数料の差し引きは不可

改正後の取適法では、「合意の有無にかかわらず」代金から振込手数料を差し引くことが禁止されます。このため、振込手数料を中小受託事業者が負担することを書面で合意していても、取適法に違反することになります。

振込手数料の差し引き違反で“勧告”の可能性も

令和8年1月1日以後の取引の発注（委託）について取適法が適用されます。取引相手の事業者の資本金等やその取引内容ごとに、適用の有無が異なりますが、取適法に違反した場合、公正取引委員会から違反した事業者等が公表される“勧告”を受けることがあります。振込手数料の代金からの差し引きも取適法違反として、勧告の対象となります。

売手負担の振込手数料における経理処理やインボイス対応

これまで合意に基づき振込手数料を代金から差し引いていた委託事業者は、取適法の対象となる取引について、委託事業者が振込手数料を負担するよう契約内容等の変更が必要です。振込手数料の負担者が中小受託事業者（以下、売手という）から委託事業者（以下、買手という）に変わることによって、経理処理やインボイス対応へ影響が生じます。

売手が振込手数料を負担する場合、売手が振込手数料相当額に係る消費税の仕入税額控除を適用する際に、一定の対応が必要でした。しかし、取適法の適用取引では売手負担の振込手数料は禁止されるため、取適法の適用取引において法令上は、こうした処理、対応は生じません。

買手負担の振込手数料の経費処理等の対応はシンプル

買手が振込手数料を負担する場合、買手は振込手数料を課税仕入れに計上する経理処理を行えばよく、売手では振込手数料相当額に係る経理処理等の対応は不要で、シンプルな処理となります。買手が振込手数料に係る仕入税額控除を適用するには原則、金融機関から振込1件ごとに振込手数料に係るインボイスの交付を受ける必要がありますが、金融機関ごとに発行を受けた「通帳」や「入出金明細等」と、その金融機関における任意の振込等1件に係るインボイスを併せて保存することで、仕入税額控除の適用が認められています。

買手の基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間の課税売上高が5千万円以下の場合には、令和11年9月30日までの間に行う1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除を適用できる経過措置（少額特例）により処理することもできます。ATMによる振込の場合は、「自動販売機特例」の対象となり、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除を適用するといったことも可能です。

令和8年1月1日から施行する取適法の適用取引では、売手負担の振込手数料が禁止されるため、振込手数料を買手が負担する取引が一定程度増加するとみられます。取適法の対象となる取引で売手が振込手数料を負担している場合は、売手・買手ともに契約内容や経理処理の変更等の対応が必要となります。

企業経営に欠かせない“固定費”適正化の図り方

企業の財務体質改善のためには、費用を変動費と固定費に分類して、それぞれの支出が適切かどうかを判断し、最適な状態にすることが重要です。家賃の次に適正化の対象とするのが電力料金等の水道光熱費と、複合機関連費用の集約だといえます。これらの固定費へのアプローチから、適正化にあたってのチェックポイントを見ていきましょう。

○適正化にあたってのチェックポイント

①複数のサービスを比較する

電気代については、さまざまな視点からの節減策が考えられます。複数の電力会社が法人向けのサービスを提供しているため利用する側にも選択肢があります。

②新しい技術・機器を活用する

省エネ機器や、より電気の消費量の少ない家電の導入など、機器の見直しによる節電も電気代の節減に効果的です。水道も節水機器の導入等で、使用量を抑制することが可能です。

③社内の節減意識を醸成する

社内の節約意識を向上させるのも電気代の節約につながります。水道代についても、従業員の節水についての意識づけなどの施策が考えられます。

④契約の集約・見直しを試みる

複数の拠点を持ち、それぞれの拠点に複合機を置いている企業では、拠点によって使用する複合機のメーカーが異なっていたり、それに紐づいているリースや保守の契約先が異なっていたりすることがよくあります。契約を集約できれば管理は楽になりますし、費用を抑えることにもつながります。

⑤廃棄のことまで考えておく

複合機などの更新時には、それまで使っていた機器の処分が問題になります。仲介する業者が、不要となった機器の引取りまで面倒をみってくれるかどうか、契約・更新時のポイントになります。



図表1 固定費適正化のターゲットとして考えたい支出

車両関連費	社有車が稼働していなければ車両自体を処分すれば維持費もかからない。使う頻度が少なければカーシェアリングの利用等も考えられる。ガソリン代についてもスタンドとの法人契約の中身等を精査する
旅費交通費	出張等に要する旅費交通費は、そもそも出張が必要か、ということから検討の余地がある。Zoomなどのオンライン会議などでよいのかは、直接訪問が有用なこともあるので、関係者と協議する。前もって出張の計画が立てられるのであれば、早期予約で割引が得られるサービスの利用が考えられる。首都圏近郊で複数の取引先を回るのであれば、フリー切符などの活用も有効
保険料	損害保険や役員保険など、必要な補償が得られるかについては内容を定期的にチェックする。複数の保険に加入している場合は重複して過剰になっている保障がないかについても確認する
教育研修関連費	eラーニングの活用、外部機関が提供する会員向けの無料あるいは廉価なセミナーの利用を検討する。逆に外注していたものは内製化する等の方法が考えられる
廃棄物処理	費用を抑えるには、第一に、排出するゴミの量を減らすこと。売れるものについては売却する、あるいは引取り相手を見つける、リサイクルに回すなどによって、廃棄物として処理するための費用が低減できる
オフィス環境関連費	オフィス向けのフロアマット、観葉植物、絵画などはレンタルサービス等を集約して管理しやすくする、あるいはあえて購入に切り替える
事務用品・消耗品	保管スペースがあるならまとめ買いなどでコストを抑えることができる。あるものを買わないための在庫管理も大切。最近は定番商品も廃盤になることが増えているので、在庫のあるうちにストックするのもひとつの考え方
制服・作業服	必要かどうかを判断したうえで、コストだけでなくデザインも含めて定期的に見直す。作業服という観点では、空調服のように熱中症対策に活用できるものに切り替える手もある
交際関連費	中小企業の場合、経営者が付合いで地元の商工会や業界の関連団体に加入したり、役員として活動するといったことも少なくないが、本当に必要かを精査する。会費はもちろん、イベント時の慣例的な祝金、協賛金、イベントのパンフレットへの広告出稿なども適正化の対象とする
贈答品・記念品	年賀状や暑中見舞い、中元・歳暮などをまだ行なっていれば、本当に必要か検討する。慣例で株主総会の際に記念品を配布したり、永年勤続者に記念品を贈っている場合などは、その費用が支出に見合ったものになっているのか確認する
図書資料費	与信管理のためのデータベースサービスの利用や資料など、費用対効果の薄いものを洗い出して必要な支出かどうかを検討する
郵便料金	量があるなら区分郵便物の割引制度などの活用、また、毎月送っているものを隔月にするなど頻度を減らす、郵便物のサイズの見直し（封書で送っていたものをはがきにできないか）を検討する
福利厚生関連費	利用頻度などをみて費用対効果を見直す。また、たとえば健康診断費用など、最低限の項目に絞ることで抑制できる可能性がある
災害備蓄関連費	非常用食料品などはローリングストックを徹底して無駄を出さない

○少額の費用もこまめにチェックする

多額の費用ほど適正化の効果は目に見えて現れますが、少額の費用の見直しをコツコツと進めることも大切です。

たとえば図表1のような費用についても、支出が適正か定期的に見直す必要があります。

ジャンルにかかわらず、コスト増による値上げも続くことが見込まれるため、不具合の出ないうちに入れ替えてしまうことも適正化の手段の1つとして認識することも必要でしょう。

○固定費適正化のために進めたい「ペーパーレス」

IT・通信関連費用は、見直せる要素の多い項目です。

プロバイダーの変更や、必要のないオプションの解約、インターネットFAXの導入、レンタルサーバーの見直し、固定電話やフリーダイヤルの廃止、回線数の削減、クラウドPBXの導入や携帯電話の契約プランの見直しなどが考えられます。

電子帳簿保存の観点からも、自社の発行する帳票も含めて、ペーパーレス化を進めることが、業務の効率化と費用削減につながります。紙を減らせば用紙代のほか、郵送代、長期保存が必要な書類を保管するためのスペースなども削減できます。

税務ピックアップ

パートの社会保険料と負担軽減措置

令和7年6月13日に成立した年金制度改革法により、パートやアルバイト等で働く短時間労働者に係る厚生年金・健康保険の加入要件が見直されました。事業主が新たに加入対象となる短時間労働者の保険料の一部を肩代わりできる措置（負担軽減特例措置）の適用が、令和8年10月に開始します。



現行では、短時間労働者は、加入5要件（※1）を満たす場合に厚生年金・健康保険に加入し保険料が発生します。改正後は、加入5要件のうち、賃金要件（所定内賃金が月8万8,000円以上）が撤廃。さらに、企業規模要件（従業員数51人以上の事業所に勤務）が段階的に撤廃され、加入対象者の範囲が拡大します。つまり、賃金や勤務先の規模の大小にかかわらず、加入対象となります。

※1 加入5要件

- 〔ア〕賃金要件：所定内賃金が月8万8,000円（年収106万円）以上
- 〔イ〕企業規模要件：従業員数（被保険者数）が51人以上の事業所に勤務
- 〔ウ〕労働時間要件：所定労働時間が週20時間以上
- 〔エ〕勤務期間要件：継続して2か月を超えて使用される見込み
- 〔オ〕非学生要件：学生ではないこと

被保険者の保険料は、原則として事業主と被保険者で均等に分けて負担（労使折半）する。同改正に伴って新たに加入対象となる者が増加するため、事業主、被保険者の両者の負担を軽減する目的で同特例措置が設けられました。

社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者を支援します

企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険（厚生年金・健康保険）の加入対象となる短時間労働者に対し3年間、事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的・時限的な措置を実施します。事業主が追加負担した保険料について、その全額を制度全体で支援します。

支援の流れ

- ①まずは、**会社からの申請**が必要です。（従業員数50人以下の会社などが対象です。）
- ②会社が法令で定めた負担割合により労使折半を超えて保険料を多く支払います。その結果、**本人負担分は少なくなります。**（対象：月収12.6万円以下の短時間労働者。最大3年間、3年目は軽減割合を半減。）
- ③会社が多く支払った分は、**その全額を制度全体で支援**します。

具体的には

年収106万円 （月収8.8万円） の場合	本来	支援策を使うと
負担割合 （労働者：使用者）	50：50	25：75
本人負担額	12,500円	6,250円
事業主負担分	12,500円	12,500円 +6,250円

この支援で社会保険料の負担が軽減されても、将来の年金額が減ることはありません！

制度から全額を支援

※ 労使合意に基づき任意に社会保険を適用する場合でも上記の支援措置を活用できるようにします。

事業主への支援

- 事業主向けの支援として、社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援、加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討しています。

相続・贈与情報

教育資金贈与の非課税枠、延長なしで終了へ

親や祖父母が子や孫に教育資金を一括して贈与した場合、最大 1,500 万円まで贈与税が非課税となる特例措置について、政府・与党は延長を行わず、2026 年 3 月末で終了させる方向で調整しているようです。制度創設から 10 年以上が経過したことや、利用状況の変化を踏まえた判断とみられます。

資産移転と教育負担の軽減を目的に創設

教育資金贈与の非課税制度は、高齢世代に偏在する金融資産を若年世代へ移転させるとともに、教育費の負担を和らげる目的で導入されました。贈与者が金融機関に教育資金専用口座を開設し、一括拠出した資金について、受贈者 1 人あたり最大 1,500 万円までが非課税となる仕組みです。

制度開始当初は一定の利用があったものの、近年は利用件数が減少しています。2024 年度の利用件数は約 6,800 件にとどまり、金融機関を介した専用口座の開設や領収書の提出など、手続きの煩雑さが利用低迷の一因と指摘されています。



富裕層偏在による「格差固定化」論も

制度の恩恵を受けられるのは、多額の教育資金を一括贈与できる家庭に限られます。このため利用者は富裕層に偏っているとの指摘が強まり、「格差の固定化につながる」との批判が与党内外から上がっていました。

加えて、近年は幼児教育・保育の無償化や高校授業料の実質無償化が進み、公的支援が大きく拡充されました。こうした状況から、制度が果たすべき役割は相対的に縮小したとの見方が強く、与党税制調査会でも「廃止はやむなし」との意見が出ています。

非課税枠の仕組とメリット

非課税枠は、学校への支払いについては 1,500 万円、学校外の教育費については 500 万円が上限となります。

たとえば祖父が孫へ 2,000 万円を一括贈与するケースでは、制度を利用することで、本来であれば課される数百万円規模の贈与税を回避できます。こうした大口の非課税メリットは制度の大きな特徴であったが、活用できる家庭が限定的である点が課題となっていました。

また、学習塾や習い事、通学定期券など学校以外の教育費は 500 万円までが非課税対象とされる一方、学校が指定した学用品は対象だが個人的に購入した文具は対象外となるなど、細かな規定の多さも利用しづらさを生んでいました。



相続税が課されるケースも

教育資金として贈与した資金が未使用のまま残った状態で贈与者が死亡した場合、一定の条件下で残額が相続税の課税対象となります。特に 2023 年 4 月以降の拠出分は原則として相続財産とみなされるため、制度の仕組みを十分に理解しないまま利用すると、思わぬ課税を受ける可能性があります。

制度終了後は通常贈与や相続時精算課税が中心に

非課税制度が延長されない場合、2026 年 4 月以降は教育資金の贈与についても通常の贈与税の枠組みが適用されます。年間 110 万円までの基礎控除や、2,500 万円まで非課税で贈与できる相続時精算課税制度の活用が中心となる見通しです。

教育費に対する公的支援は拡充しているものの、大学進学費用を中心に家計の教育負担への不安は根強くあります。制度終了後、政府がどのような教育費支援策や資産移転政策を講じるのか、今後の議論が注目されています。

冬の胃腸を整えるセルフケア

寒い季節になると、「なんとなく胃の調子が悪い」「食後に胃が重い」「食欲がわからない」…

そんな症状を感じたことはありませんか？

冬は気温の低下や寒暖差によって自律神経のバランスが乱れやすく、体の不調を感じやすい季節です。胃腸も例外ではなく、胃もたれや食欲不振、早期満腹感、腹部の膨満感など、胃腸の不具合を感じる人が多いようです。

その原因となるのが、寒さによる体のストレスや暖房の効いた室内と屋外の寒さの寒暖差など。体に負担がかかり疲労がたまると、その影響が胃腸に現れ、先に紹介したような不具合が起こってしまいます。

さらに、冬場には日が短くなることなどが原因で、メラトニンやセロトニン、ドパミンといった脳内で働く神経伝達物質の分泌が乱れがちです。これらは腸の蠕動運動を活性化させる役割も担うなど、脳と腸は密接に連携している（脳腸相関）ことが分かっていて、分泌が乱れると胃腸の機能障害が起こりやすくなります。

こうして現れる胃腸の不具合は、通常、生活を整えるうちに回復していきます。不調が週に2、3回、1か月以上続くような場合は、病気の可能性も考え、医療機関を受診しましょう。



元気な胃腸をつくるコツ

冬に現れる胃腸の不調を解消するためには、生活全般を見直すことが大切です。

① 栄養を考えて食事をとる

栄養バランスのとれた食事は、疲れた胃腸を回復に導きます。特に、不足しがちなたんぱく質をしっかりとるようにしてください。脂質が控えめな鶏肉（胸肉、ささみなど）や鮭がおすすめです。また、アルコールは胃腸の負担になるだけでなく、糖質が多いものもあるので要注意。

② 規則正しい食生活を送る

胃腸の調子がよくないときでも、3食とることを心掛けましょう。少しでも朝から食べることで、胃腸が活発に動き出します。とはいえ、食べ過ぎは胃腸に負担を掛けてしまいます。おいしい物が多い季節ですが、腹八分目を目安に、食事を楽しんでください。

③ 栄養タイプ

日照時間が短くなるとセロトニンの分泌が減って、胃腸の働きが低下してしまいます。朝早く起きて太陽の光を浴びることでセロトニンの分泌が増えるため、夜更かししないようにしましょう。また、遅い時間に飲食をするのも避けるようにします。

低脂質・高たんぱく・食物繊維が豊富な **おすすめの食材**

肉類	鶏肉、豚肉、レバー
魚介類	鮭、まぐろ、あさり
野菜類・きのこ類	ほうれん草、ブロッコリー、アスパラガス、さつまいも、きのこ
乳製品・卵	牛乳、ヨーグルト、卵
穀類・種実類	玄米、胚芽米、ごま、ナッツ



体を動かしてストレスを解消！

人間の脳と腸は影響を強く与え合うことが分かっていて、これを「脳腸相関」と呼びます。ストレスをためると胃腸に不具合が起こりやすくなるため、ストレスをため込まないことも大切。特に、体を動かしてリラックスすることが胃腸の状態を整えることに役立つため、1日10分程度の腹式呼吸やストレッチ、軽いエクササイズ、ウォーキングなどを日常的に取り入れてみてはいかがでしょうか。

腹式呼吸でリラックスする

- 1 軽く目を閉じ、お腹に手を当てる
- 2 3秒くらいかけて、ゆっくり口から息を吐き切る
- 3 また3秒くらいかけて、ゆっくり鼻から息を吸い込む
- 4 お腹が動くのを感じながら、2と3を10分ほど繰り返す

パートナーズ会員

ご入会の方へパートナーズから会報誌をご提供。

また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

会報誌を発行し税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。



特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。



特典③

税制改正・判決事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索



税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野 1222-9 TEL(086)246-4446

大阪事務所 〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番1号 OCTビル 3F TEL(06)6943-8281

広島事務所 〒733-0812 広島県広島市西区己斐本町一丁目5番5号 SAFARIビル 5F TEL(082)961-6212

福山事務所 〒721-0941 広島県福山市引野町北二丁目31番8-1 TEL(084)999-0550

山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉 2-7-14 TEL(0859)21-5169

高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル 5F TEL(070)3794-3111

松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル 3階 TEL(089)948-9441

徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル 2階 TEL(088)655-6554

高知事務所 〒780-0061 高知県高知市栄田町三丁目6番3号 Four・seasons2A TEL(088)856-7360

沖縄事務所 〒904-2154 沖縄県沖縄市東一丁目1番37号 201号室 TEL 090-5084-9122